

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	2
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2
高知県人事委員会規則	
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第43号）

- 1 条例改正の目的
この条例は、議会の議員及び知事等に対して平成21年6月に支給する期末手当の額を暫定的に減額する措置を講じることとした。
- 2 主要な内容
平成21年6月期の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き下げること。（第1条及び第2条）

区分	本条例施行前の支給月数	本条例施行後の支給月数
県議会議員	1.60月	1.45月
知事	1.60月	1.45月
副知事、公営企業局長、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長	1.60月	1.45月

- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第44号）

- 1 条例改正の目的
この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成21年5月14日付けの職員の給与（期末手当及び勤勉手当）に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して同年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講じることとした。
- 2 主要な内容
(1) 平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き下げること。（第1条から第5条まで）

区分		本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
再任用職員以外の職員	一般職員	1.40月	0.725月	2.125月	1.25月	0.70月	1.95月
	特定幹部職員	1.20月	0.925月	2.125月	1.10月	0.85月	1.95月
再任用職員	一般職員	0.75月	0.35月	1.10月	0.70月	0.30月	1.00月
	特定幹部職員	0.65月	0.45月	1.10月	0.60月	0.40月	1.00月

特定任期付職員	1.60月	—	1.60月	1.45月	—	1.45月
任期付研究員	1.60月	—	1.60月	1.45月	—	1.45月

(2) 平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当の引下げ分に相当する支給月数の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、人事委員会が期末手当及び勤勉手当に相当する民間の賃金の支払状況を調査して行う勧告の内容等を踏まえて、必要な措置を講ずるものとする。 (附則第2項)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第43号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

附則第5項から第9項までを削る。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

23 平成21年6月に支給する知事の期末手当に関する第2条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

24 平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第44号**

**職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

14 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の規定の適用については、第21条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」と、第22条第2項第1号中「100分の72.5」とあるのは「100分の70」と、「100

分の92.5」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第2条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第3条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

**第4条** 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

14 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項の規定の適用については、第22条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第23条第2項第1号中「100分の72.5」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

**第5条** 警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

13 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の規定の適用については、第21条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」と、第22条第2項第1号中「100分の72.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に伴う措置)

2 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によ

りこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、人事委員会が期末手当及び勤勉手当に相当する民間の賃金の支払状況を調査して行う勧告の内容等を踏まえて、必要な措置を講ずるものとする。

|                                                                                                                       |                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下この表において「新一般職員給与条例」という。)附則第14項の規定による読替え前の新一般職員給与条例第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)       | 新一般職員給与条例附則第14項の規定による読替え後の新一般職員給与条例第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) |
| 第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下この表において「新任期付職員条例」という。)附則第2項の規定による読替え前の新任期付職員条例第5条第2項の規定による読替え後の新一般職員給与条例第21条第2項    | 新任期付職員条例附則第2項の規定による読替え後の新任期付職員条例第5条第2項の規定による読替え後の新一般職員給与条例第21条第2項      |
| 新任期付職員条例附則第2項の規定による読替え前の新任期付職員条例第5条第3項の規定による読替え後の第4条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下この表において「新学校職員給与条例」という。)第22条第2項        | 新任期付職員条例附則第2項の規定による読替え後の新任期付職員条例第5条第3項の規定による読替え後の新学校職員給与条例第22条第2項      |
| 新任期付職員条例附則第2項の規定による読替え前の新任期付職員条例第5条第4項の規定による読替え後の第5条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例(以下この表において「新警察職員給与条例」という。)第21条第2項          | 新任期付職員条例附則第2項の規定による読替え後の新任期付職員条例第5条第4項の規定による読替え後の新警察職員給与条例第21条第2項      |
| 第3条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下この表において「新任期付研究員条例」という。)附則第2項の規定による読替え前の新任期付研究員条例第6条第2項の規定による読替え後の新一般職員給与条例第21条第2項 | 新任期付研究員条例附則第2項の規定による読替え後の新任期付研究員条例第6条第2項の規定による読替え後の新一般職員給与条例第21条第2項    |
| 新任期付研究員条例附則第2項の規定による読替え前の新任期付研究員条例第6条第3項の規定による読替え後の新警察職員給与条例第21条第2項                                                   | 新任期付研究員条例附則第2項の規定による読替え後の新任期付研究員条例第6条第3項の規定による読替え後の新警察職員給与条例第21条第2項    |
| 新学校職員給与条例附則第14項の規定による読替え前の新学校職員給与条例第22条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)                                                | 新学校職員給与条例附則第14項の規定による読替え後の新学校職員給与条例第22条第2項(同                           |

|                                                                        |                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
|                                                                        | 条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)                                             |
| 新警察職員給与条例附則第13項の規定による読替え前の新警察職員給与条例第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) | 新警察職員給与条例附則第13項の規定による読替え後の新警察職員給与条例第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) |
| 新一般職員給与条例附則第14項の規定による読替え前の新一般職員給与条例第22条第2項                             | 新一般職員給与条例附則第14項の規定による読替え後の新一般職員給与条例第22条第2項                             |
| 新学校職員給与条例附則第14項の規定による読替え前の新学校職員給与条例第23条第2項                             | 新学校職員給与条例附則第14項の規定による読替え後の新学校職員給与条例第23条第2項                             |
| 新警察職員給与条例附則第13項の規定による読替え前の新警察職員給与条例第22条第2項                             | 新警察職員給与条例附則第13項の規定による読替え後の新警察職員給与条例第22条第2項                             |

-----  
人事委員会規則  
-----

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月30日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第37号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

3 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第13条第1項及び第13条の2第1項の規定の適用については、第13条第1項第1号中「100分の86以上100分の145以下」とあるのは「100分の82.5以上100分の140以下」と、「100分の111以上100分の185以下」とあるのは「100分の101.5以上100分の170以下」と、同項第2号中「100分の78.5以上100分の86未満」とあるのは「100分の75.5以上100分の82.5未満」と、「100分の101以上100分の111未満」とあるのは「100分の92.5以上100分の101.5未満」と、同項第3号及び第4号中「100分の71」とあるのは「100分の68.5」と、「100分の91」とあるのは「100分の83.5」と、第13条の2第1項中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。